

令和7年度

大雪地区広域連合
居宅サービス事業者集団指導
(地域密着型通所介護サービス)

令和7年5月

大雪地区広域連合 介護保険対策室

目 次

項目	内 容	頁
1	運営指導・監査について	
(1)	運営指導・監査について	3
2	指定地域密着型通所介護事業に関する事項	
(1)	事業の基本方針	6
(2)	人員に関する基準	6
	① 生活相談員	6
	② 看護職員	6
	③ 介護職員	6
	④ 機能訓練指導員	7
	⑤ 管理者	7
	⑥ 利用定員が10人以下である場合の従業者の員数等	7
	⑦ 通所介護の事業と地域密着型通所介護の事業を一体的に実施する場合の人員基準の取扱い	7
(3)	設備に関する基準	8
(4)	運営に関する基準	8
	① 運営に関する基準に係る基本的な取扱い	8
	② 地域密着型通所介護の基本取扱方針	9
	③ 地域密着型通所介護の具体的取扱方針	9
	④ 地域密着型通所介護計画の作成	11
	⑤ 管理者の責務	11
	⑥ 業務継続計画の策定等	11
	⑦ 衛生管理等	13
	⑧ 虐待の防止	15
	⑨ 掲示	19
(5)	地域密着型通所介護に係る事業費に関する事項	19
	① 地域密着型通所介護費	19
	② 事業所の利用定員を上回る利用者を利用させている、いわゆる「定員超過利用」に該当する事業所の減算について	21
	③ 看護職員及び介護職員の配置数が指定基準に規定する人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる「人員基準欠如」に該当する事業所の減算について	22
	④ 高齢者虐待防止措置未実施策定減算	22
	⑤ 業務継続計画未策定減算	22

	⑥中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	22
	⑦ 入浴介助加算	23
	⑧ ADL維持等加算	23
	⑨ 認知症加算	24
	⑩ 科学的介護推進体制加算	25
	⑪ サービス提供体制強化加算	25
	⑫ 介護職員等処遇改善加算	26
3	その他お知らせ	
(1)	大雪地区広域連合からの集団指導資料のホームページ掲載について	26
(2)	指定基準等に関する質問について	26

1 運営指導・監査について

大雪地区広域連合では、利用者の自立支援や尊厳の保持を念頭に置き、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求に関する事項について、その周知徹底と遵守を図ることを指導の方針としています。

(1) 運営指導・監査について

【集団指導】

- 指定事務の制度説明
- 改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- 介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導

制度管理の適正化

【運営指導】

◆運営指導

- 利用者のニーズに応じたケアプランの作成
- 一連のケアマネジメントプロセスの理解
- 運営基準等の遵守

◆報酬請求指導

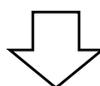
- 各種加算の算定要件に基づいたサービス提供の確保

よりよいケアの実施

【監査】

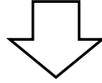
各種情報により指定基準違反や不正が疑われる場合に実施

- 通報・苦情・相談等に基づく情報
- 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情や通報
- 介護給付費適正化システムの分析情報



【勧告】

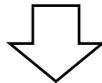
期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することができる。
従わないときは、その旨を《公表》することができる。



聴聞・弁明の機会を付与

【命令】（行政処分）

正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命令できる。
命令をした場合は、その旨を《公示》しなければならない。



聴聞・弁明の機会を付与

【指定の効力全部又は一部停止】（行政処分）

不正な運営に対し、緊急的に不適正な介護報酬の請求を停止させるなど指定の全部又は一部の効力停止を行うことができる。

【指定取消し】（行政処分）

不正な運営に対し指定を取り消すことができる。

介護保険給付の適正化

（不適切な運営、不正請求への対応）

【経済上の措置】

運営指導で不正が認められた場合	過誤調整
監査で認められた場合	
改善勧告に至らない場合	過誤調整
監査で勧告を受けた場合	返還金（法第22条）
監査で命令、指定取消等を受けた場合	返還金＋加算金(40%)

【指導・監査に対する留意点】

- 運営指導は事前通知、監査は当日通知。（現場通知の場合もある。）
- 指定基準の遵守や加算の算定根拠等の挙証責任は事業者にある。
- 虚偽報告、書類改ざんに対して厳正に対処。
- 過誤調整は、最大5年まで遡及する。

2 指定地域密着型通所介護事業に関する事項

(指定基準、事業費基準)

- ① 「大雪地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月28日条例第1号。以下「基準条例」という。）
- ② 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日号外厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という）
- ③ 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）

(1) 事業の基本方針

指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(2) 人員に関する基準

- ① **生活相談員 単位数にかかわらず、提供時間数に応じた1人以上**
 - ア サービス提供時間内に専従の生活相談員が勤務する時間数の合計（勤務延時間数）を提供時間数で除して得た数が1以上必要
 - イ 指定地域密着型通所介護事業所の提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）
 - ウ 資格要件等については通所介護と同様
 - エ 生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤であること
- ② **看護師又は准看護師（看護職員） 単位ごとに、専ら提供に当たる1人以上**

指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上必要
- ③ **介護職員**

- ア 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、サービス提供時間内に専従の介護職員が勤務する時間数の合計（勤務延時間数）を提供時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合は1以上、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上
- イ 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、常時1名以上必要
- ウ 生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤であること

【確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式】

利用者15人まで：平均提供時間数

利用者16人以上：（（利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数

※ 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

④ 機能訓練指導員 1以上

- ア 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師
- イ 当該事業所の他の職務に従事することも可
- ウ 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者であること

⑤ 管理者 1人

- ア 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の者であること
- イ 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、他の事業所、施設等の職務に従事することも可

⑥ 利用定員が10人以下である場合の従業者の員数等

- ア 看護職員及び介護職員の員数について、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、その提供時間数を通じてサービス提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上
- イ 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち、1人以上は常勤であること
- ウ 機能訓練指導員を1以上配置すること

⑦ 通所介護の事業と地域密着型通所介護の事業を一体的に実施する場合の人員基準の取扱い

地域密着型通所介護事業者が通所介護事業者の指定を併せて受け、か

つ、地域密着型通所介護の事業と通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合、指定居宅サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、基準条例に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

【定員超過・人員欠如による減算】

◆定員超過利用は100分の70に減算

地域密着型通所介護の月平均の利用者数が、運営規程に定められている利用定員を超える

◆人員基準欠如による減算も原則100分の70に減算

指定基準に定められた員数の看護職員又は介護職員を置いていない

(3) 設備に関する基準

地域密着型通所介護事業者が通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、地域密着型通所介護の事業と通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合、指定居宅サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、基準条例に規定する設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(4) 運営に関する基準

① 運営に関する基準に係る基本的な取扱い

地域密着型通所介護の運営に関する基準は、基本的には通所介護の運営に関する基準に準ずる取扱いとなっている。

運営に関する基準	地域密着型 通所介護 〔基準条例〕	【参考】 通所介護 〔基準省令〕
ア 内容及び手続の説明及び同意	★第10条	★第8条
イ サービス提供拒否の禁止	★第11条	★第9条
ウ サービス提供困難時の対応	★第12条	★第10条
エ サービスの提供の記録	★第18条	★第19条
オ 利用料等の受領	第60条の7	第96条
カ 緊急時等の対応	★第54条	★第27条
キ 運営規程	第60条の12	第100条
ク 勤務体制の確保等	第60条の13	第101条
ケ 業務継続計画の策定等	★第33条の2	★第30条の2
コ 定員の遵守	第60条の14	第102条

サ 衛生管理など	第60条の16	第104条
シ 掲示	★第35条	★第32条
ス 秘密保持等	★第36条	★第33条
セ 広告	★第37条	★第34条
ソ 苦情処理	★第39条	★第36条
タ 地域との連携	第60条の17	第104条の2
チ 事故発生時の対応	第60条の18	第104条の3
ツ 虐待の防止	★第41条の2	★第37条の2
テ 記録の整備	第60条の19	第104条の4

(注) ★は準用した条文を表すものです。

② 地域密着型通所介護の基本取扱方針

地域密着型通所介護の基本取扱方針は、基準条例第60条の2に規定する基本方針及び同第60条の8に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

ア 地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

イ 地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

※ 特に留意すべき事項

提供された地域密着型通所介護については、地域密着型通所介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

③ 地域密着型通所介護の具体的取扱方針

地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

ア 地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

イ 指定地域密着型通所介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

ウ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

- エ 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- オ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- カ 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- キ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- ク 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

※ 特に留意すべき事項

- ① 指定地域密着型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された地域密着型通所介護計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。
- ② 基準条例第60条の9第4項で定める「サービスの提供方法等」とは、地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。
- ③ 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

なお、基準条例第60条の19の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。
- ④ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、

指定地域密着型通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。

- ⑤ 指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

ア あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。

イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

- ⑥ 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければならないこと。

④ 地域密着型通所介護計画の作成

ア 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

イ 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

ウ 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

エ 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

オ 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

⑤ 管理者の責務

ア 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする

イ 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

⑥ 業務継続計画の策定等

ア 指定地域密着型通所介護従業者は、感染症や非常災害の発生時におい

て、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- イ 指定地域密着型通所介護従業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う実施しなければならない。
- ウ 指定地域密着型通所介護従業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※ 特に留意すべき事項

- ① 指定地域密着型通所介護事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、地域密着型通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準条例第33条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。
 - ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。
- ア 感染症に係る業務継続計画
 - a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - b 初動対応

- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
- イ 災害に係る業務継続計画
 - a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - c 他施設及び地域との連携

③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

⑦ 衛生管理等

ア 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

イ 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

※ 特に留意すべき事項

- ① 基準条例第60条の16は、指定地域密着型通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

ア 指定地域密着型通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

- ② 同条第2項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体

的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

地域密着型通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

⑧ 虐待の防止

指定地域密着型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※ 特に留意すべき事項

基準条例第41条の2は虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定地域密着型通所介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

指定地域密着型通所介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、基準条例第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

指定地域密着型通所介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定地域密着型通所介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行わ

れ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

2 虐待の防止のための指針（第2号）

指定地域密着型通所介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- カ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号）

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定地域密着型通所介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域密着型通所介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

4 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）

指定地域密着型通所介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

- (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

⑨ 掲示

ア 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

イ 指定地域密着型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定地域密着型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

ウ 指定地域密着型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

※ 特に留意すべき事項

ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。

（５）地域密着型通所介護に係る事業費に関する事項

① 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

（１） 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

（一） 要介護 1 4 1 6 単位

（二） 要介護 2 4 7 8 単位

（三） 要介護 3 5 4 0 単位

（四） 要介護 4 6 0 0 単位

（五） 要介護 5 6 6 3 単位

（２） 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合（所要時間 2 時間以上 3 時間未満の単位数を算定する場合は、1 0 0 分の 7 0 とする。）

（一） 要介護 1 4 3 6 単位

（二） 要介護 2 5 0 1 単位

（三） 要介護 3 5 6 6 単位

（四） 要介護 4 6 2 9 単位

（五） 要介護 5 6 9 5 単位

（３） 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

（一） 要介護 1 6 5 7 単位

（二） 要介護 2 7 7 6 単位

（三） 要介護 3 8 9 6 単位

(四) 要介護4 1, 013単位

(五) 要介護5 1, 134単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1 678単位

(二) 要介護2 801単位

(三) 要介護3 925単位

(四) 要介護4 1, 049単位

(五) 要介護5 1, 172単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1 753単位

(二) 要介護2 890単位

(三) 要介護3 1, 032単位

(四) 要介護4 1, 172単位

(五) 要介護5 1, 312単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1 783単位

(二) 要介護2 925単位

(三) 要介護3 1, 072単位

(四) 要介護4 1, 220単位

(五) 要介護5 1, 365単位

ロ 療養通所介護費（1月につき） 12, 785単位

ハ 短期利用療養通所介護費（1日につき） 1, 335単位

注1 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の地域密着型通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、地域密着型通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること（このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。）。また、ここでいう地域密着型通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれ

の要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

- ① 居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（2級課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

これに対して、当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等により、実際の地域密着型通所介護の提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、地域密着型通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

なお、同一の日の異なる時間帯に複数の単位（指定地域密着型サービス基準第20条に規定する指定地域密着型通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の指定地域密着型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位数が算定されること。

注2 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い

2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者であること。なお、2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

② 事業所の利用定員を上回る利用者を利用させている、いわゆる「定員超過利用」に該当する事業所の減算について

当該事業所の利用定員を上回る利用者を利用させている、いわゆる「定員超過利用」に該当する事業所にあつては、所定の単位の70%の単位数を算定する。

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに

通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、「定員超過利用の未然防止」を図るよう努めるものとする。

③ 看護職員及び介護職員の配置数が指定基準に規定する人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる「人員基準欠如」に該当する事業所の減算について

当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる「人員基準欠如」に該当する事業所にあつては、所定の単位の70%の単位数を算定する。

「通所介護費等の算定方法」において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、「人員基準欠如の未然防止」を図るよう努めるものとする。

④ 高齢者虐待防止措置未実施減算

事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、基準条例第41条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について **所定単位数から100分の1に相当する単位数を減算**する。

具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を広域連合長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を広域連合長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

⑤ 業務継続計画未策定減算

基準条例第33条の2に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、**所定単位数から100分の1に相当する単位数を減算**することとする。

⑥ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算

⑦ 入浴介助加算

当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。※ア、イの併算定不可

ア 入浴介助加算（Ⅰ） 40単位

イ 入浴介助加算（Ⅱ） 55単位

a 入浴介助加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。

(a) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。

(b) 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

b 入浴介助加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。

(a) 入浴介助加算（Ⅰ）の基準に適合すること。

(b) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえて浴室における利用者の動作・浴室の環境を評価すること。

(c) 機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した者との連携の下で、利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。

(d) (c)の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。以下同じ。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。

⑧ ADL維持等加算

利用者に対して、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。※併算定不可

ア ADL維持等加算（Ⅰ） 30単位

イ ADL維持等加算（Ⅱ） 60単位

a ADL維持等加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。

(a) 評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（以下「評価対象利用期間」という。）が6月を超える者をいう。以下この号において同じ。）の総数が10人以上であること。

(b) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。

(c) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ADL利得」という。）の平均値が1以上であること。

b ADL維持等加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。

(a) a (a) 及び (b) の基準に適合するものであること。

(b) 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。

⑨ 認知症加算

次に掲げる基準のいずれにも適合しているとき、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。

ア 基準条例第60条の3第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。

イ 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の15以上であること。

ウ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。

エ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的開催していること。

※ 特に留意すべき事項

- ① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。

なお、認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができる。また、中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中重度者ケア体制加算も算定できる。

- ② 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護指導者養成研修」、「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護実践者研修」を指すものとする。
- ③ 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修の修了者は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある。
- ④ 認知症加算を算定している事業所にあつては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。

⑩ 科学的介護推進体制加算

厚生労働省に、科学的介護情報システム（L I F E）を用いて情報の提出を行った場合は、利用者全員を対象として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

なお、本加算については、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、P D C Aサイクルによる一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、算定対象とはならない。

⑪ サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が、利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき、次に掲げる所定単位数を加算する。※ア、イ、ウの併算定不可

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (a) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。
- (b) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
- (c) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。

イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位

次に掲げるいずれの基準にも適合すること。

- (a) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。

(b) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。

ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位

次に掲げるいずれの基準にも適合すること。

(a) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上であること。

(b) 指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。

(c) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。

⑫ 介護職員等処遇改善加算（1月につき）

別に広域連合長が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、広域連合長に対し、厚生労働省が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、地域密着型通所介護費に各種加算減算を加えた1月当たりの単位数（以下「総単位数」という。）に所定単位数を加算する。※ア、イ、ウ、エの併算定不可

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

総単位数の1,000分の92に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

総単位数の1,000分の90に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

総単位数の1,000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

総単位数の1,000分の64に相当する単位数

3 その他お知らせ

(1) 大雪地区広域連合からの集団指導資料のホームページ掲載について

当連合から発出した集団指導資料について、大雪地区広域連合ホームページに掲載しますので、ご活用ください。

(2) 指定基準等に関する質問について

指定基準や報酬に関する当課へのお問い合わせは、質問票にてメールでお寄せください。（送付先：大雪地区広域連合介護保険対策室）

回答するまでに時間を要しますのでご了承ください。